



決算剩余金処分は適法か

町

法違反であつた。陳謝する

問 平成27年度決算の剩余
金処分方法が、地方財
政法第7条に違反している。
どのような対処をするのか。

企画財政課長 今後、法に
適合するように剩余金の処
分を行なう。一般会計につ
いては28年度末より改める。
特別会計については一部
対応方法を検討中だが、今部
年度中に結論を出す。

問 9月議会の決算審議に
おいて、「法違反だから
決算を認定できない」とい
う反対討論に対し、町長は
反対討論の発言内容の訂正
を求めた。町長は自分の発
言についてどのように考
えているのか。

町長 議員に発言撤回を求
めたことに陳謝し、私の発
言を撤回する。

問 剩余金の処分は町長が
指示することになつて
いる。剩余金処分の責任者
である町長は、法の遵守に
ついてどのように考
えているのか。

町長 最高責任者として法
を遵守することは当然のこと
で、しかるべき対応を取
っていく。

固定資産税賦課漏れ対応は

町

全棟調査を徹底的に行なう

問 直近10年間における家
屋の固定資産税の賦課
漏れ状況は。

税務課長 件数が2,682
件、課税額が3,968万円
になる。

問 税務課職員が賦課漏れ
是正に取り組んでいる
ことは評価できるが、賦課
漏れ問題は解決していない。
抜本的な賦課漏れ対策は。

町長 ここ10年間、賦課漏

れが続いている。税の公平
性について町民の信頼が得
られるよう、全棟調査を徹
底的に行なう。

問 賦課漏れ案件について、
過年度徴収をしたか。
税務課長 確認した翌年度
から課税しており、過年度
徴収をしていない。

町長 5年分の遡及徴収が可
能なのに課税していな
い。町の落ち度だ。町民全

体の利益、納税の公平性を
考え、過年度徴収をすべき
である。税徴収の最高責任
者である町長の考えは。
町長 町の財政に大変な負
担を強いており、責任を感
じている。過年度徴収を今
後行なうかについて検討す
る。

自治六法

地方財政法 (剩余金) 第7条
決算で剩余金が出た場合、
剩余金の1/2以上を貯金か
借金返済に充てること

地方自治法 (町の仕事) 第2条

16項 法律に違反してはならない
17項 法律に違反した行為は無効

剩余金処分の法律